

国立大学法人 東京医科歯科大学 ハラスメント防止宣言

～健全で明るいキャンパス環境を作るために～

- 1 **ハラスメントは、教職員・学生個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為**です。
大学という環境の中では、教職員が学生に対して、あるいは学生同士、教職員同士などで、自らの優位な地位や権限を利用したハラスメントが起きやすい環境にあると言えます。
ハラスメントの発生により、教職員や学生が能力を十分に発揮することを妨げられ、大学にとっても教育・研究・診療などの秩序の乱れや生産性の低下を招き、本学のイメージダウンにもつながりかねない問題です。
- 2 本学は、以下のハラスメント行為を許しません。
 - パワー・ハラスメント
 - セクシュアル・ハラスメント
 - アカデミック・ハラスメント
 - 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント
 - その他のハラスメント
- 3 この宣言は、役員、管理職、常勤職員、パート・アルバイト・派遣社員等本学において働いている方すべて、大学院生、学部学生、大学院研究生など本学で学ぶ学生、本学内で実習中の者、本学の取引先の業者の社員の方など部外の方を含め、すべての方に対する行為を対象とします。
また、女性、男性、同性同士かを問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、明るい大学、明るい職場を作っていきます。
- 4 教職員がハラスメントを行った場合、就業規則により処分されることがあります。
学生がハラスメントを行った場合、学則により処分されることがあります。
- 5 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いは行いません。
- 6 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合は、被害者や行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- 7 相談窓口
教職員からのハラスメントに関する相談は、苦情相談部が対応（受付は外部窓口）し、学生からの相談は学生・女性支援センターが窓口となり、ハラスメント以外の問題にも広く相談に応じ、必要に応じて関連委員会も活用して事案に対処します。公平に、相談者・行為者双方について、プライバシーを守りますので安心してご相談ください。